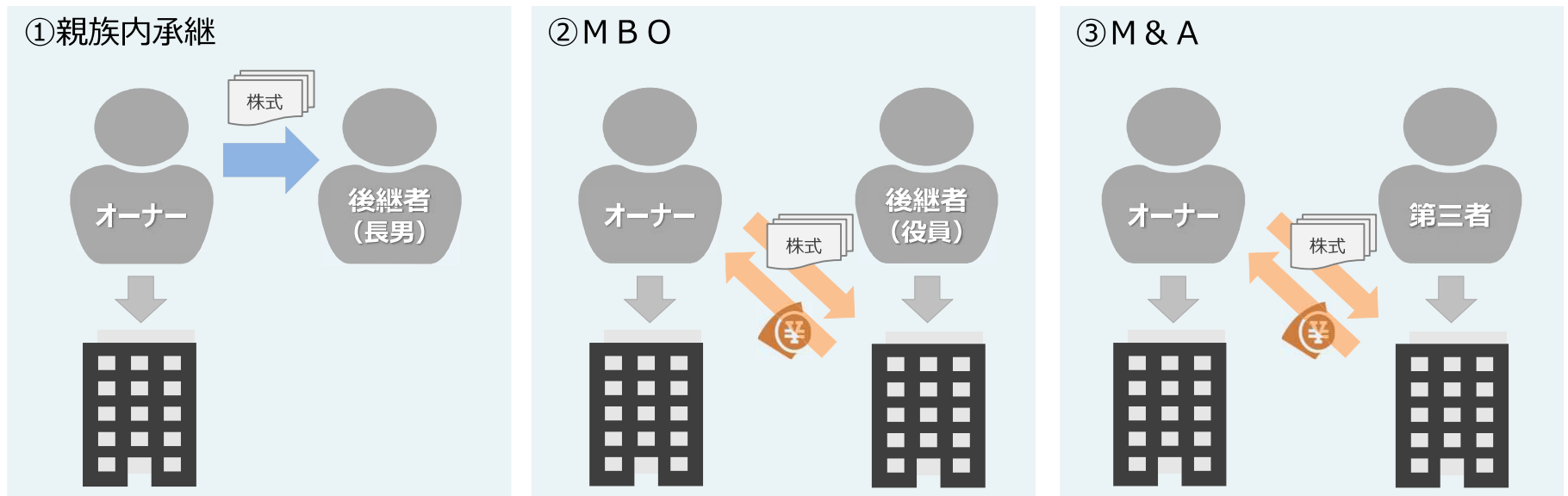
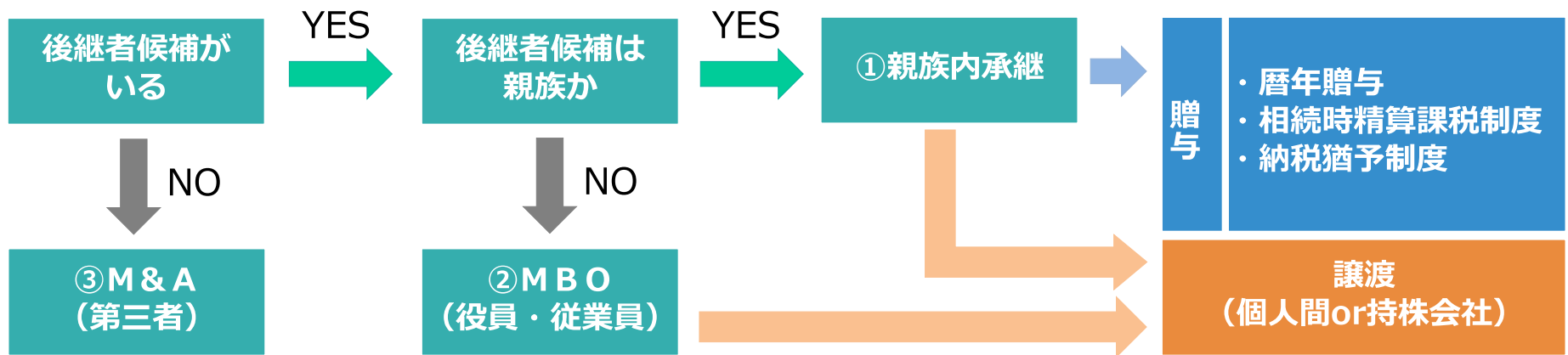


事業承継の類型

事業承継の方法は、お客様を取り巻く環境やニーズにより、千差万別です。
商工中金では、お客様にとってより良い事業承継となるよう、様々な承継方法のご案内や専門家の紹介を行っております。

《承継方法のフローチャート》



事業承継の類型

項目		概要	類型
贈与	暦年贈与	年間110万円まで基礎控除があります。超えた部分は税率55%までの累進課税となり、贈与財産が高額の場合、贈与税も多額になります。	①親族内承継
	相続時精算課税制度	贈与者が60歳以上の父母又は祖父母などであり、受贈者が18歳以上かつ贈与者の推定相続人である子又は孫などに該当する場合に利用できます。累積2,500万円までは特別控除により、贈与税が課税されません。特別控除枠2,500万円を超えた場合、その超えた部分については、一律20%の贈与税が課税されます。	①親族内承継
	納税猶予制度	後継者が相続や贈与によって取得した自社株式等について、後継者の事業継続などを要件として相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度です。要件が満たせなくなった場合は、猶予が取り消され、猶予されていた税金の納税や利子税の支払いが発生します。	①親族内承継
譲渡	個人間売買	株主から株式を後継者個人が購入する方法です。購入資金は、事業会社や金融機関からの融資を受けることが一般的であり、配当や役員報酬等による返済方法の検討が必要です。株主は株式の譲渡により、現金を得ることができます。	①親族内承継 ②MBO
	持株会社での売買	後継者等が持株会社を設立し、株主から株式を購入する手法です。一般的には、持株会社が金融機関等から融資を受け、返済原資は子会社となる事業会社からの配当で賄います。株主は株式の譲渡により、現金を得ることができます。	①親族内承継 ②MBO
M & A		親族や社内に後継者として適任者がいない場合に、株式譲渡や事業譲渡により、社外の第三者に承継する手法です。株主は株式の譲渡により、現金を得ることができます。	③M & A

上記は各制度や手法の概要になります。
事業承継にお悩みの方は、商工中金の各営業担当者までご相談ください。